

会員院所の被害120件超

協会調べ 器材散乱、壁に亀裂多数

大阪北部で震度6弱を観測した地震を受け、協会が会員の被災状況を収集したところ、少なくとも120人超の会員の診療所や自宅が被害を受けたことが分かった。「棚やレントゲン装置が倒れた」「外壁に亀裂」など多数の被害が出ている。

被害は大阪市北部・北摂・北河内地域を中心に発生した。摂津市の歯科医院では、倒れた本棚のガラス扉が割れ、棚の材料が散乱した。院長は「パソコンや滅菌器が落下して壊れたので修理しないといけない」と困惑した表情を浮かべた。

内壁に数カ所亀裂が入った茨木市の会員は、「パノラマレントゲンが倒れ、壁に穴が開いた。ケガが無くて良かった」と話した。同市内では駅ビルの天井と壁が崩落して立入禁止となり、診療できなくなっている医院がある。

断水で休診も
北摂地域ではガスや水道の供給停止の影響で診療に支障が出た。「ガスがストップし、技工業務ができない」といった声や、「断水で診療を切り上げた」などの報告が寄せられた。

保険証なしでも受診可

厚労省は地震の発生を受けて、被災者が保険証を医療機関に提示できない場合でも保険診療が可能である旨の文書を都道府県に6月18日、通知した。保険証を自宅に置いておき、被災者が保険証や医療費助成証を持たずに来院した場合、①名前②生年月日③住所④連絡先⑤保険者名(事業所名)などを確認し、カルテに記録することで保険診療できる。避難先での受診も想定されることから、全国の医療機関で対応が求められる。

罹災証明書の申請を 壁のひび割れも対象

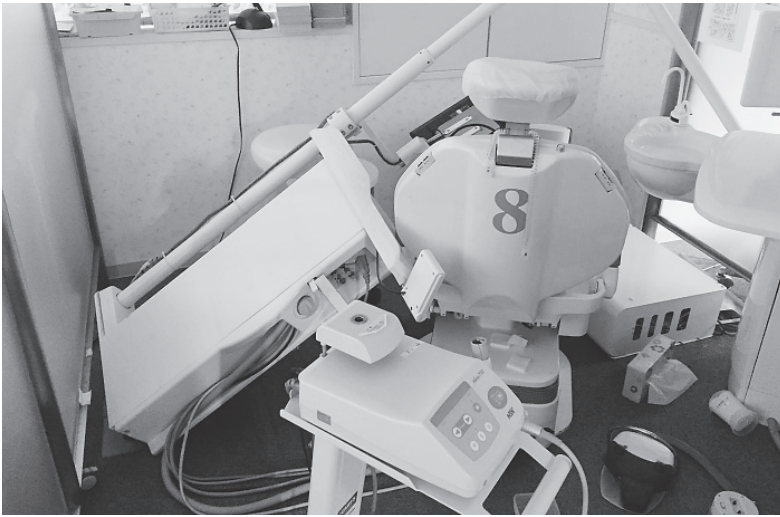
地震で被害に遭った会員は、「罹災証明書」を自治体に申請してください。壁のひび割れや瓦のずれなどの一部損壊でも税や公共料金の減免、義援金の配分の対象になります。被害写真の提示で即日発行してもらえる自治体もあります。

地震への備えを 組織部が対策呼びかけ

今後の余震が懸念されていることから、組織部は各医院での地震対策を呼びかけている。主なポイントは下記の通り。

- ①パノラマなどの大型機器は床と固定②天井からの漏水に備え診療後はチェアや機器にビニールカバーをかける③レーザーなどキャスターが付いているものは作業終了後に動かないところへ収納④マイクロスコープやモニターなどは壁を掛け固定⑤常時水を使う器具は可能なら終了後に元栓を閉める⑥本棚などは壁と固定する

※その他の備えについては協会HPの新着情報「知って安心」患者・住民の災害対策」を参照ください



ユニットチェアが壊れて使用不能になった (写真提供:茨木・吉岡歯科クリニック)



右:棚の上の歯科材料は落下し、散乱した(写真提供:同上) 左:茨木市内の診療所では外壁が広範囲にわたってはがれ、看板が外れた(画像を一部加工しています)

医療の現場から 院内感染防止を考える ③

福岡県歯科保険医協会 副会長 浦川 修



歯科の院内感染防止対策をめぐる動きを振り返ってきたが、いったい何をどのレベルで感染防止するのかという議論は尽くされたのか。また患者も歯科医療従事者も安心できる感染防止対策が、今回の診療報酬で可能になったのだろうか。

準を満たす院内感染防止対策を前提に初再診料が3点引き上げられることとなった。この一定水準とは、歯科医師の定期的な研修受講、ハンドピース等の患者ごとの滅菌交換を行うことなどとして

一般的に院内感染防止対策とはスタンダードプリコーション(標準予防策)を指すが、ハンドピースを滅菌しただけではすべての感染症を防ぐことはできない。歯科特有の唾液、血液等による交叉感染の防止を目的としたものであっても、一人

一回の感染防止コストが30円では底賄えるはずもない。厚労省の調査ですら、歯科診療所の感染対策コストは医療診療所の約3倍かかるとされているのである。

今回の点数はそれに遠く及ばず、現場の実態を度外視したものとなっている。またこの施設基準を届け出ない場合、初再診料が懲罰的に減算される。だがこれまで歯科ではそうした視点や議論が乏しかったのではないだろうか。新型コロナウイルスや、近年世界的な課題となっているAMR(不適切な抗

外来一人あたりの院内感染対策コスト 歯科との比較

	医科	歯科	医科との差
院内感染コスト	90円 ※1	268円 ※1	+178円
初診料	282点	237点 (施設基準分3点含む※2)	-45点
再診料	72点	48点 (施設基準分3点含む※2)	-24点

※1、2006年中医協資料より ※2、歯科外来診療における院内感染防止対策の施設基準届出医療機関同施設基準未届けの際は、初診料226点、再診料41点へと減算される

国民が受益者

歯科での院内感染防止対策を有効なものにするには、歯科でのスタンダードプリコーション100%達成のための対策が必要であり、実際のコストに見合った診療報酬が必要である。また医療法での予算措置などの対策ともあわせて、国の責任で推進してもらいたい。歯科を含めて医療機関での院内感染防止対策は、あえて言うなら国民全員が受益者なのである。(おわり)

7/5 2018年第1303号 (毎月5、15、25日発行) 大阪府歯科保険医協会 敬 大 阪 市 浪 速 区 幸 町 1-2-33 大 電 話 (06) 6568-7731 (代 表) http://osk-net.org/ ●定価:年間10,000円 月1,000円 ●1977年5月23日第三種郵便物認可

国の責任で100%の対策を

菌薬使用による薬剤耐性)なども歯科でも積極的に議論が必要であり、院内感染防止とつながる課題であろう。

協会直通番号のご案内 保険請求のご相談や年金・休業保障制度のお問い合わせは直通番号をご利用ください。 社保研究部 06-6568-7467 共 済 部 06-6568-7438

歯界

大阪北部地震で被災した。診療所はJR高槻駅近くで、阪神大震災の時より強い揺れを感じたが、時間は短かったと思う。震度6弱の大きな地震にまた遭遇するとは思ってもみなかった。直後の被害は見た目には大したことなく見えた。